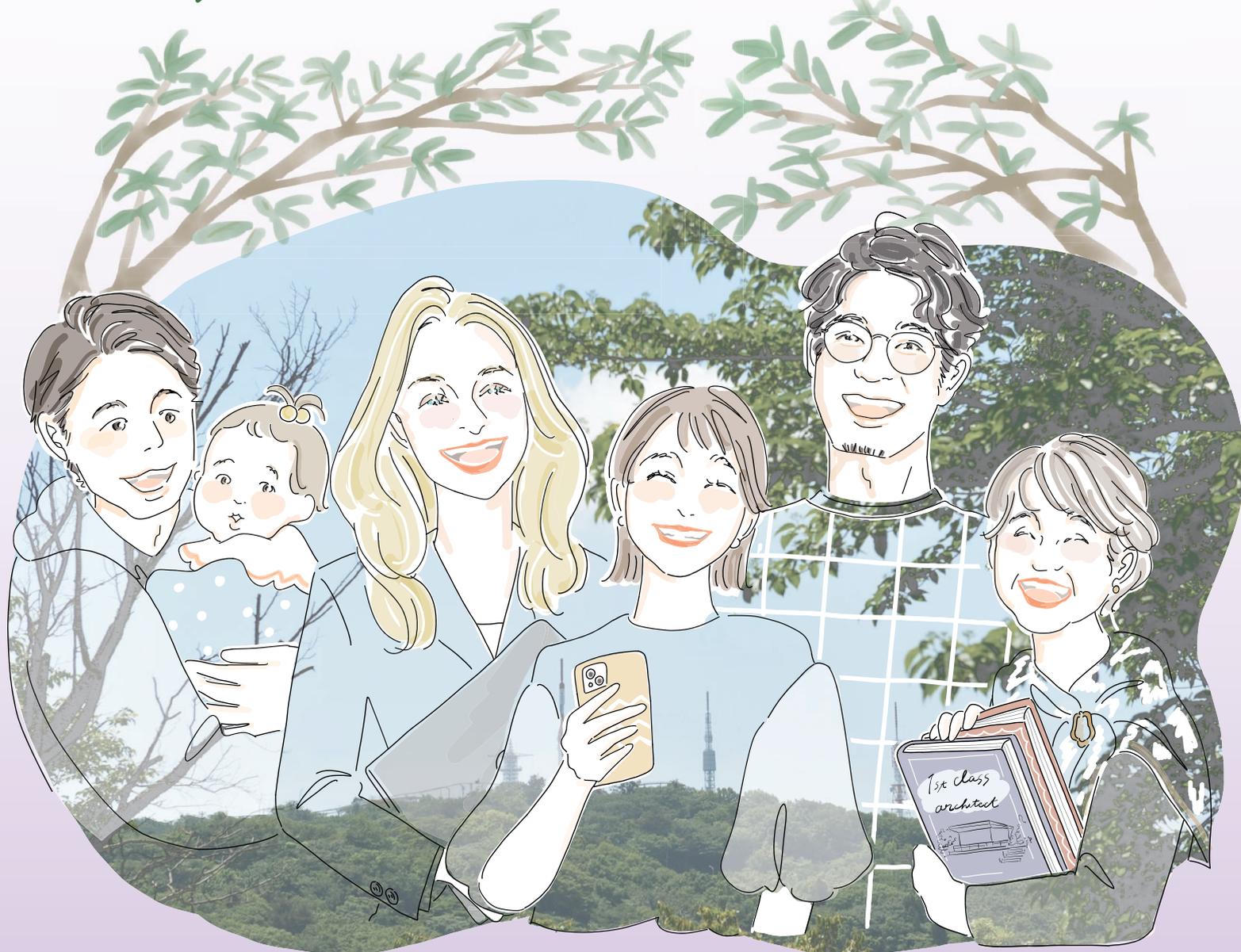


生駒市男女共同参画行動計画（第4次）

ダイバーシティ推進プラン



2025年3月

生駒市

計画の基本理念

この計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」に掲げる7つの理念を基本理念としています。

- 性差別を受けず個人として能力を発揮する機会の確保
- 性と生殖に関する男女の相互理解と個人の意思の尊重、生涯にわたる健康の保持
- 家族の一員としての役割と社会活動への対等な参画
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない自己の意思と責任による活動の実現
- 社会の対等な構成員としての政策・方針の立案・決定過程への参画
- 国籍にかかわらず等しく活躍する機会の確保
- 国際的理解と協調の下での男女共同参画の推進

計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」

「DV防止法」

「女性活躍推進法」

「困難な問題を抱える女性支援法」

に基づく市町村計画です。

男女共同参画社会とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

ダイバーシティ推進プランとは？

性別にかかわらず、多様な個性が認められるようにサブタイトルを「ダイバーシティ推進プラン」とし、市民一人ひとりの人権と個性、生き方を互いに尊重し合えるまちづくりをさらに進めていきます。

(表紙イラスト 南夏希さん 奈良県出身)

計画の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とします。

社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、5年後を目途に計画の見直しを行います。



なぜ生駒市で男女共同参画が必要なの？

生駒市が持続可能で活力ある地域であり続けるためには、性別に関わらず誰もが自分らしく活躍できる環境が必要です。しかしながら、次のような現状があります。

性別役割分担意識

- 市民アンケートによれば、性別役割分担に対する意識は近年大きく変化しています。
- しかし、女性の8割以上が「政治の場」「社会通念や慣習」「就職や職場」において「男性優位」「やや男性優位」だと感じています。
- このような状況を踏まえて、すべての人が、平等と思える社会の実現が必要とされています。

働き方

- 市民アンケートによれば、近年、女性の就労継続が望まれるようになっていきます。また、家事・育児・介護を男女で平等に分担するのが良いと考える人が6割以上となっています。
- しかし、現実には女性が非正規雇用に偏り、家事・育児を主に担っています。性別にかかわらず休業取得への職場の理解が強く望まれています。

パートナー間における暴力

- 2023年度の奈良県調査によると、県内市町村の相談件数の約4分の1を生駒市が占めています。
- 市民アンケートによれば約3割の人が相談窓口として市の男女共同参画プラザなどを知っていて、相談しやすい環境づくりが進んでいると思われませんが、心理的・精神的暴力を受けた経験は女性の16%に見られます。
- 依然として深刻な被害が存在していることから、相談窓口の一層の周知とともに暴力そのものをなくしていく必要があります。

こどもの身体の性と心の性

- 中学生アンケートでは、身体の性と心の性について悩んだことのある生徒は全体の1割程度いました。
- すべてが性的マイノリティについての悩みとは限りませんが、身近な悩みとしてとらえ、性の多様性への理解を進めていきます。

計画の施策体系

本計画は、下記の施策体系により推進します。
重点的に推進する基本方針については、重点方針として位置付けます。

基本目標

基本方針

施策の方向

I

人権と多様性を尊重する
社会意識づくり

1

人権意識の向上、
男女共同参画についての理解の促進

- ① 男女共同参画を確立するための広報・啓発
- ② 性の多様性に対する理解の促進

2

男女共同参画の視点に立った
教育の推進

重点

- ③ 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ④ 家庭や地域社会における教育の推進と学習の促進

II

あらゆる分野への
男女共同参画の促進

3

政策・地域社会における
男女共同参画の推進

- ⑤ 政策・方針の意思決定過程への女性の参画の拡大
- ⑥ 地域社会における男女共同参画の促進

4

雇用・就労における
男女共同参画の推進

重点

- ⑦ 誰もが働きやすい環境づくりの推進
- ⑧ 多様で新しい働き方の促進

III

多様な生き方が選択でき、
健康で安心して暮らせる環境づくり

5

働き方と環境整備による
仕事と家庭生活の両立

- ⑨ 仕事と子育て、介護等の両立の実現に向けた環境整備
- ⑩ 本人の希望やライフステージに応じた働き方の実現

6

健康で安心して暮らせる環境づくり

- ⑪ 支援を要する人が安心して暮らせる環境づくり
- ⑫ 生涯を通じた健康づくりの推進
- ⑬ 困難な問題を抱える女性に対する支援

7

パートナー間におけるあらゆる
暴力の根絶

重点

- ⑭ DVについての防止啓発・相談
- ⑮ DVを許さない連携づくり
- ⑯ 家庭・学校・地域におけるDV予防教育

計画がめざす指標

計画の進行状況については、基本方針ごとに指標と目標値（令和16年度、異なる場合は目標年度を記載）を設定し、達成度を測ります。

基本目標 I

人権と多様性を尊重する社会意識づくり

| 基本方針 | 指標項目 | 策定時の値 | 目標値 |
|----------------------------|--|---------------------|-----|
| ① 人権意識の向上、男女共同参画についての理解の促進 | 「社会全体として」の男女の地位の平等感 | 8.0%（R5市民アンケート調査） | 50% |
| | 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）について、そう思わない人の割合 | 72.7%（R5市民アンケート調査） | 90% |
| ② 男女共同参画の視点に立った教育の推進 | 中学生の「社会全体として」の男女の地位の平等感 | 39.4%（R5中学生アンケート調査） | 50% |
| | 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）について、そう思わない中学生の割合 | 54.6%（R5中学生アンケート調査） | 90% |

基本目標 II

あらゆる分野への男女共同参画の促進

| 基本方針 | 指標項目 | 策定時の値 | 目標値 |
|------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------|
| ③ 政策・地域社会における男女共同参画の推進 | 審議会等における女性委員の割合 | 35.0%（R6.3.31） | 40%以上、60%以下 |
| | 市職員の管理職（課長補佐級以上）における女性の登用割合 | 30.4%（R6.7.1） | 33%（R7年度） |
| | 「地域活動の場」の男女の地位の平等感 | 40.9%（R5市民アンケート調査） | 50% |
| ④ 雇用・就労における男女共同参画の推進 | 25歳から44歳までの女性の就業率 | 72.8%（R2国勢調査） | 策定時の値より上昇 |
| | イクボス宣言事業者数 | 58事業者（R5年度） | 72事業者*（R9年度） |
| | 市内の起業・創業件数（第2創業・副業含む） | 4件（R5年度） | 24件*（R9年度） |

※事業者数・件数は累計

基本目標 III

多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

| 基本方針 | 指標項目 | 策定時の値 | 目標値 |
|-------------------------|--|--|-----------|
| ⑤ 働き方と環境整備による仕事と家庭生活の両立 | 「子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境」が整っていないと感じている人の割合 | 13.3%（R4市民実感度調査） | 策定時の値より減少 |
| | 育児休業・介護休業の利用状況（男性も女性も利用している） | 育児休業 27.7% 介護休業 16.0%（R5市民アンケート調査） | 策定時の値より上昇 |
| ⑥ 健康で安心して暮らせる環境づくり | 「自助・互助・共助・公助のバランスの取れた包括的な支援・サービスの整備」や「障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して安心した生活ができる取組」が進んでいないと感じている人の割合 | 包括的な支援・サービスの整備 12.0% 障がい者が自立して安心した生活ができる取組 13.3%（R4市民実感度調査） | 策定時の値より減少 |
| | 健康寿命（65歳平均自立期間） | 男性 19.6年 女性 21.3年（R5生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画） | 策定時の値より延伸 |
| ⑦ パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶 | ドメスティック・バイオレンスの相談窓口を知っている人の割合 | 40.4%（R5市民アンケート調査） | 70% |
| | 恋人同士の関係で、「体をさわるなど相手が嫌がることをする」ことを変だと思わない中学生の割合 | 男性 16.2% 女性 6.6%（R5中学生アンケート調査） | 策定時の値より減少 |

男女共同参画のための啓発活動

男女共同参画週間

国の男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日を「男女共同参画週間」と定め、同法の目的や理念の理解促進に努めています。

生駒市でも、この期間中に「女性のキャリア形成セミナー」や「心のケア・怒りのコントロール講座」を開催するほか、大学等と連携したイベントや展示等の啓発事業を行い、幅広い層へのジェンダー平等の理解促進を図っています。



パープルリボンキャンペーン

毎年11月12日から25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（パープルリボンキャンペーン）とされ、女性の人権尊重の意識啓発が行われます。暴力は性別や関係性を問わず許さるものではありません。特に女性への暴力については、人権軽視が背景にあるとされ、早急な対応が求められています。

生駒市では、期間中にパープルライトアップの実施やパープルリボンの配布、大学等との連携によるDV防止・ジェンダー・ギャップに関する展示や講座を通じ、暴力撤廃への理解促進に努めています。

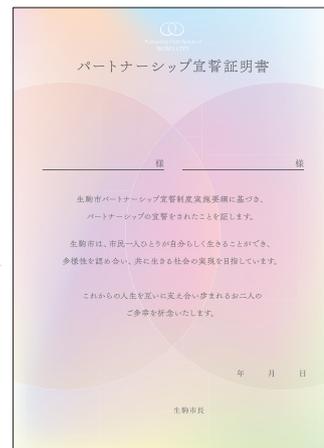
また、11月は「児童虐待防止月間」でもあり、シンボルマークの「オレンジリボン」とあわせた啓発活動も展開しています。



施策に関連する取組み紹介

パートナーシップ宣誓制度

生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現を目指して、性的マイノリティのカップルの生きづらさの軽減や社会的理解が進むよう生駒市パートナーシップ宣誓制度を令和3年4月1日から実施しています。



IKOMA LOCAL BUSINESS HUB (ILBH)

生駒市内外の多様な参加者同士が対話を通じて、連携することで、新たな事業の創造や発展を目指すシリーズ講座を開催しています。

女性の応募者は40～50%以上を占めており、新たな事業の創業は、女性活躍の選択肢の一つとなっています。

1 LBH



かさねるいこま

生駒市重層的支援体制整備事業（かさねるいこま）では、23箇所の「いこまる相談窓口」で、家族の問題や生活上の困りごとなどの相談を行っています。

また、性別や年齢を超えた取組として、自治会単位で地域課題解決に向けた仕組みを検討する「わがごとカイギ」を実施しています。



相互承認の感性を育むキャリア教育

第3次生駒市教育大綱では、「ダイバーシティ&インクルージョンを推進する」ことを掲げています。

一人ひとりの個性や多様性をありのまま受け入れて大切にし、誰もが挑戦、活躍、貢献できる機会を持つことで自己肯定感を高めていくこと、その経験を通じて他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感性を育みます。

相談窓口

ひとりで悩まず、困ったときはご相談ください。 ※記載がない場合は、月曜日から金曜日

相談内容

問合せ先

| | | |
|----------|--|---|
| 女性 | 女性相談（生駒市） 女性相談員による、女性が抱えている問題や悩みの相談 | 生駒市ダイバーシティ推進プラザ ☎ 0743-73-0556（相談専用） 火曜日から土曜日 面接は生駒市民対象（要予約） |
| | 女性のための法律相談（生駒市） 女性弁護士による女性のための法律相談（面接） 生駒市民対象（要予約） | 生駒市ダイバーシティ推進プラザ ☎ 0743-73-0556（予約用電話） 毎月第3水曜日（予約は第2水曜日から開始） |
| | 女性相談窓口（奈良県） 女性が抱えるさまざまな悩みや問題に関する相談 （必要に応じ弁護士による法律相談可） | 奈良県女性センター ☎ 0742-22-1240 火曜日から土曜日 日曜日・祝日 |
| | 女性の人権ホットライン（奈良県） 女性の人権問題に関する相談 | 奈良地方務局 電話：0570-070-810 |
| 男性 | 男性相談窓口（奈良県） 仕事や職場の人間関係、家族関係の悩み、ストレスなどに関する相談 | 奈良県女性センター ☎ 0742-27-0304（相談専用） ☎ 0742-27-2300（予約） 第1・第3土曜日（面接相談は要予約） |
| LGBTQ | 性的少数者に関する情報提供や相談 | 性と生を考える会 ☎ 0742-63-1482 |
| 子育て | 子育て相談ダイヤル（生駒市） 家庭相談員による、子育てやこどもの発育の相談、子育て情報の提供 | 生駒市こども家庭センター ☎ 0743-73-1003 |
| | 家庭相談員による 18歳未満のお子さんの学校生活、心身障がい、非行など や家庭での心配ごと、児童虐待などの相談 | 生駒市こども家庭センター ☎ 0743-73-1005 |
| 若者・自立 | 子ども・若者総合相談窓口 カウンセラー・臨床心理士による、不登校、ニート、ひきこもりなどの相談 | ユースネットいこま ☎ 0743-74-7100（要予約） 火曜日・木曜日から日曜日 |
| 健康 | 保健師による、生活習慣病などの健康に関する相談 | 生駒市健康課 ☎ 0743-75-2255 |
| 仕事 | 就職相談 就職や内職紹介等に関する相談 | 奈良県しごとiセンター ☎ 0742-23-5730 月曜日から土曜日 |
| | 女性の再就職準備相談窓口 再就職を目指す女性を対象とした就業相談、求人情報、仕事と家庭との両立、 起業等の各種情報提供 | 奈良県しごとiセンター ☎ 0742-23-5730 月曜日から土曜日 |
| 人権 | 人権擁護委員による、人権の侵害、差別問題などの相談（生駒市） | 生駒市人権施策課 ☎ 0743-74-1111（内線 4361） 毎月原則第3火曜日（6月、12月要問合せ） |
| | 人権問題に関する相談 さまざまな問題や悩みを抱える相談者に対して助言を行い、相談者自身が主体的に問題を解決するための支援を行う。 | 奈良県人権施策課 ☎ 0742-27-8726 |
| | 主として学校における人権及び人権教育に関する相談 | 奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課 ☎ 0742-27-9858 |
| 外国人 | みんなの人権110番 人権問題等にかかわるさまざまな相談 | 奈良地方務局 ☎ 0570-003-110 |
| | 在住外国人のための生活相談（奈良県） | 奈良県外国人支援センター ☎ 0742-81-3420 英 語：火曜日、ベトナム語：水曜日、中国語：木曜日、 日本語：月曜日から金曜日（祝日を除く） |
| DV | 外国人権相談ダイヤル | 奈良地方務局 ☎ 0570-090-911 対応言語10か国語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、 スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語） |
| | DV 被害や女性が抱えるさまざまな問題に関する相談 | 奈良県中央こども家庭相談センター 女性相談支援センター ☎ 0742-22-4083 |
| 全体 | 配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）についての相談・支援 | DV相談+ ☎ 0120-279-889 メール・チャット対応あり |
| | DVやデートDV、モラハラ、ストーカー等女性に対する人権侵害に関する相談 | 参画ネットなら ☎ 090-8140-8061 毎週土曜日 |
| | さまざまな悩みを持つ人、生きる気力や望みを失った人への心の支援 | （社福）奈良いのちの電話協会 ☎ 0742-35-1000（24時間年中無休） フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」 ☎ 0120-783-556 毎日 16:00 から 21:00（毎月10日は 8:00 から翌11日 8:00 まで） |
| いこまる相談窓口 | 介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野を問わない対面又は電話での相談 | 相談窓口一覧 市 HP：https://www.city.ikoma.lg.jp/0000031900.html |
| | いこまる相談会 介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野を問わないメタバース空間での相談 | 生駒市地域共生社会推進課 毎月第3火曜日 13:30～16:00 ☎（お問い合わせ）：0743-74-1111（内線 7222） 市 HP：https://www.city.ikoma.lg.jp/0000032570.html 相談会：https://app.ovice.com/ws/ikoma-cc-w3d4/lobby/guest |

生駒市男女共同参画行動計画（第4次） 概要版



発行年月 令和7年3月
発行 生駒市
編集 生駒市 総務部 人権施策課 男女共同参画プラザ
（令和7年4月からダイバーシティ推進プラザ）
〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6番12号
電話 0743-75-0237